



資料

吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び 第3期吹田市障がい児福祉計画）策定経過

《吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会》

会議	開催日	要旨
第1回	令和5年（2023年） 8月29日	○第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて（諮問、現行計画の実績評価など）
第2回	令和5年（2023年） 11月10日	○第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて（素案の審議）
第3回	令和5年（2023年） 12月20日	○（仮）吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画）の策定について（答申）

《吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会ワーキング》

会議	開催日	要旨
第1回	令和5年（2023年） 10月25日	○第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画文案に係る意見交換

《吹田市第7期障がい福祉計画の策定に向けたアンケート》

令和5年(2023年)5月時点で、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、本市障がい福祉サービスの支給決定を受けている方及び本市難病患者等給付金支給対象者の中から無作為抽出した2,000人を対象として令和5年（2023年）5～6月に実施。有効回答 1,052人（52.6%）

《吹田市第3期障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート》

令和5年(2023年)5月時点で、通所受給者証または身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の中から無作為抽出した300人を対象として令和5年（2023年）5～6月に実施。有効回答 152人（50.7%）

《障がい者（児）当事者等からの意見聴取》

市内の障がい者（児）当事者団体及び事業者を対象として令和5年（2023年）6～7月に書面により実施。（意見があった当事者団体：8団体、意見があった事業者：108事業所）

《吹田市障がい者支援プラン（第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画）素案に対する意見提出手続（パブリックコメント）》

意見提出期間：令和5年（2023年）12月25日～令和6年（2024年）1月25日

意見提出件数：158件（88通）

《吹田市障がい者福祉事業推進本部》

会議	開催日	要旨
第1回幹事会	令和5年（2023年） 11月15日	○第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の文案について（検討）
第1回本部会	令和5年（2023年） 11月29日	○第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）について（検討）
第2回本部会	令和6年（2024年） 2月22日	○吹田市障がい者支援プラン（第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画）（案）について（決定）

《吹田市社会福祉審議会》

会議	開催日	要旨
第1回	令和5年（2023年） 11月20日	○第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について（策定の進捗管理）

第1章
吹田市障がい者
支援プランの概要

第2章
障がい者を
取り巻く状況

第3章
第7期吹田市
障がい福祉計画

第4章
第3期吹田市
障がい児福祉計画

第5章
計画に基づく
施策の推進に向けて

資料

吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会 構成員名簿

令和5年(2023年)12月1日現在

	氏名	所属(推薦団体)	備考
1	大山 七重	大阪弁護士会	学識経験のある者
2	相馬 孝	吹田市医師会	学識経験のある者
3	綾部 貴子	梅花女子大学	学識経験のある者
4	川田 和子	大和大学	学識経験のある者
5	栗田 智代	吹田市社会福祉協議会	学識経験のある者
6	西岡 弘子	吹田市民生・児童委員協議会	学識経験のある者
7	室山 都子	吹田商工会議所	学識経験のある者
8	藤嶋 耕治	大阪府立箕面支援学校	学識経験のある者
9	内藤 祐輔	すいた障がい者就業・生活支援センター	社会福祉事業に従事する者
10	水谷 充規	吹田市障害福祉サービス日中活動事業所連絡会	社会福祉事業に従事する者
11	西村 具通	吹田市グループホーム連絡会	社会福祉事業に従事する者
12	富士野 香織	吹田市介護保険事業者連絡会	社会福祉事業に従事する者
13	阪本 裕貴	吹田市障がい児者計画相談支援事業者等連絡会	社会福祉事業に従事する者
14	仁木 恵美	委託相談支援事業所	社会福祉事業に従事する者
15	河合 翔	—	公募市民
16	大江 卓司	—	公募市民
17	近藤 由佳里	—	公募市民
18	菅原 豊子	—	公募市民
19	野村 路代	—	公募市民
20	高木 浩平	—	公募市民
21	大谷 悠子	—	公募市民
22	林 恒男	—	公募市民

(敬称略)

第1章 吹田市障がい者
支援プランの概要第2章 障がい者を
取り巻く状況第3章 第7期吹田市
障がい福祉計画第4章 第3期吹田市
障がい児福祉計画第5章 計画に基づく
施策の推進に向けて

吹田市社会福祉審議会規則

令和2年3月31日規則第29号

改正

令和3年1月12日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び吹田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（令和元年吹田市条例第30号）に定めるもののほか、吹田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の例による。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員19人以内及び臨時委員若干人で組織する。

2 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任期は、3年とする。ただし、7月1日以外の日に委嘱する場合の任期は、その委嘱の日からその後2年を経過した日以後における最初の6月30日までとする。

3 委員等は、再任されることができる。

4 補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置き、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第5条 審議会の会議（以下「全体会」という。）は、委員長、副委員長、専門分科会の会長及び副会長並びに委員長が指名する委員をもって構成する。

2 全体会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 全体会は、これを構成する委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第6条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

(1) 地域福祉計画推進専門分科会 地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築に関する事

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

項

(3) 障がい者施策推進専門分科会 障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進に関する事項

(専門分科会の組織)

第7条 専門分科会は、次に定める委員等で組織する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 委員長が指名する委員等5人以内
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 委員長が指名する委員等20人以内
- (3) 児童福祉専門分科会 市長が指名する委員等5人以内
- (4) 地域福祉計画推進専門分科会 市長が指名する委員等10人以内
- (5) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 市長が指名する委員等17人以内
- (6) 障がい者施策推進専門分科会 市長が指名する委員等14人以内

(専門分科会の会長及び副会長)

第8条 専門分科会に会長及び副会長を置き、当該専門分科会に属する委員等のうちから、当該委員等の互選（身体障害者福祉専門分科会にあっては、委員長の指名）により定める。

- 2 会長は、当該専門分科会の会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議)

第9条 専門分科会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

- 2 第6条各号に掲げる専門分科会は、調査審議の際に、市民のうちから市長が公募により選定した者の意見を聴くものとする。
- 3 専門分科会の決議は、諮問を受けた事項に係るものにあつては、これをもって審議会の決議とする。

(身体障害者福祉専門分科会の審査部会)

第10条 身体障害者福祉専門分科会の審査部会は、育成医療及び更生医療を担当する医療機関並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議するものとする。

- 2 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議する委員等は、医師であることを要しない。
- 3 審査部会に属する委員等は、それぞれ独立してその職務を行う。
- 4 審査部会の決議については、前条第3項の規定を準用する。

(部会)

第11条 審議会は、必要に応じ、専門分科会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員等は、身体障害者福祉専門分科会に置く部会にあっては委員長が、その他の専門分科会に置く部会にあっては当該専門分科会の会長が指名する。

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を専門分科会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員等がその職務を代理する。
- 6 部会の運営については、第5条第2項から第4項までの規定を準用する。

(意見の聴取等)

第12条 全体会、専門分科会、審査部会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開等)

第13条 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の会議は、公開しない。

- 2 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に属する委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、次項に定めるものを除き、福祉部福祉総務室において処理する。

- 2 専門分科会の庶務は、次に定める室において処理する。

- (1) 身体障害者福祉専門分科会及び障がい者施策推進専門分科会 福祉部障がい福祉室
- (2) 児童福祉専門分科会 児童部保育幼稚園室
- (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 福祉部高齢福祉室

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(吹田市福祉審議会規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 吹田市福祉審議会規則（平成4年吹田市規則第13号）
 - (2) 吹田市地域福祉計画推進委員会規則（平成25年吹田市規則第43号）
 - (3) 吹田市障がい者施策推進委員会規則（平成25年吹田市規則第45号）
 - (4) 吹田市児童福祉審議会規則（平成27年吹田市規則第44号）
 - (5) 吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則（平成29年吹田市規則第4号）

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

(諮問に関する経過措置)

- 3 令和2年3月31日以前に吹田市地域福祉計画推進委員会にされた諮問で同日までに当該諮問に対する答申がされていないものは、地域福祉計画推進専門分科会にされた諮問とみなし、当該諮問について吹田市地域福祉計画推進委員会がした調査審議の手続は、地域福祉計画推進専門分科会がした調査審議の手続とみなす。

(委員等に関する経過措置)

- 4 令和2年4月1日(以下「施行日」という。)以後初めて委嘱する委員等の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。
- 5 施行日から令和4年6月30日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「市長が公募により選定した者」とあるのは、「市長が選定した者」とする。

附 則 (令和3年1月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資
料

吹田市障がい者福祉事業推進本部設置要領

最近改正 令和5年10月16日

(設置)

第1条 庁内における障がい福祉事業の連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するため、吹田市障がい者福祉事業推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障がい者の自立更生と社会参加を推進するための施策の調整に関すること。
- (2) 地域社会の障がい者への理解と協力を得るための啓発活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進本部に、本部会及び幹事会を置く。

本部会は、本部長・副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

危機管理監、総務部長、行政経営部長、市民部長、理事(人権政策・ウクライナ避難民支援担当)、都市魅力部長、児童部長、福祉部長、理事(福祉指導監査担当)、健康医療部長、保健所長、環境部長、都市計画部長、土木部長、消防長、水道部長、学校教育部長、教育監、地域教育部長

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序によりその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長又は副本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部会の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

ただし、主管の部次長を置かないときは、部の庶務を所管する室の室長とする。

総務部次長、総務部人事室長、総務部契約検査室長、行政経営部次長、市民部次長、市民部人権政策室長、都市魅力部次長、児童部次長、児童部子育て政策室長、児童部保育幼稚園室長、児童部子ども発達支援センター長、福祉部次長、福祉事務所長、福祉部高齢福祉室長、福祉部障がい福祉室長、健康医療部次長、環境部次長、

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

都市計画部次長、都市計画部住宅政策室長、土木部次長、消防本部次長、水道部次長、学校教育部次長、地域教育部次長

- 2 幹事会は、推進本部の所管事務について本部会を補佐する。
- 3 幹事会に座長を置き、障がい福祉室長をもって充てる。
- 4 幹事会に副座長を置き、子育て政策室長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。
- 7 座長は、必要があると認めるときは、幹事会の組織員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 本部会議に、その所掌事務を調査研究等をするため必要があるときは、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属する部会員は、本部長が指名する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ本部長が指名する。
- 4 部会長は、部会に会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第8条 本部会の庶務は、福祉部障がい福祉室及び児童部子育て政策室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要のある事項は本部長が定める。

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

用語の解説

用語	解説	該当ページ
あ行		
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。 福祉分野において、コンピュータやインターネット等の活用により、生産性向上や業務改善、より適切なサービスの提供等の効果が期待されている。	52, 87, 94, 96
医療的ケア	病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの「日常生活に必要な医療的な生活援助行為」をいい、「治療行為としての医療行為」とは区別されるもの。	34, 35, 42, 44, 51, 75, 76, 77, 78, 108, 115
医療的ケア児	日常生活において、人工呼吸器や経管栄養、たんの吸引など医療機器の使用や医療的援助を必要とする児童のこと。	2, 43, 44, 45, 102, 108, 109
か行		
基幹相談支援センター	地域の相談支援体制の拠点となり、対応困難事例への対応や権利擁護等の支援を行うとともに、地域課題に対し地域の支援ネットワークを構築し解決に向けた取組を進める機能を持つ。本市では障がい福祉室に設置している。	41, 42, 52, 58, 59, 63, 64, 65, 66, 81, 83, 94, 111
強度行動障がい	自分や他人の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、飛び出しなどの危険行為等の行動が著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要な状態をいう。	3, 17, 19, 20, 37, 42, 49, 50, 51, 54, 58, 59, 75, 76, 77, 78, 102
居住支援協議会	住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の規定により、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者等住宅の確保に特に配慮を要する者が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進するため組織され、大阪府では「Osakaあんしん住まい推進協議会」が設置されている。	83
計画相談支援事業所	障がい福祉サービス利用者に、サービス等利用計画書を作成し、安心して生活できるように、サービス提供のサポートをるところ。	59, 64, 79, 102, 110
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な障がい者等の意思やニーズの表明を支援し代弁し、権利を守ること。	2, 34, 51, 83, 84

用 語	解 説	該当ページ
高次脳機能障がい	けがや病気により脳に損傷を受けたことが原因で生じる認知面の障がいで、感情のコントロールや相手の気持ちを理解することが難しくなる症状がある。	17, 20, 35, 49, 51, 54, 69, 75, 76, 78, 102
合理的配慮	障がい者から意思が伝えられた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応を行うこと。	3, 37, 52, 94, 98
コンサルテーション	異なる専門性をもつ複数の者が、対象者に対する支援について検討し、より良い援助のあり方について話し合うプロセスのこと。	100, 101, 102, 104, 116
さ行		
重症心身障がい児	重度の肢体不自由（身体障害者手帳 1. 2 級）と重度の知的障がい（療育手帳 A 判定）とが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある児童のこと。	34, 35, 43, 44, 102, 107
障がい者活躍推進計画	公務部門において、障がい者一人ひとりが能力を有効に発揮できる場の拡大の取組を進め、自律的な P D C A サイクルが確立できるよう、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により策定する計画。	61
障がい者相談支援センター	障がいのある方やその家族に対して、身近な所で相談でき、制度やサービスの提供等を通じて、日常生活のサポートを行うところ。	24, 25, 35, 41, 50, 51, 59, 64, 68, 83
障がい者優先調達	障がい者の経済的な基盤を確立するため、障がい者就労施設等から、物品及び役務を優先的に調達することをいう。	50, 62
吹田市域療育等関係機関連絡会	障がい、あるいはその疑いのある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するため、必要な関係機関相互の連携体制をいっそう充実させることを目的として設置された障がい児等の支援に関わる庁内外の関係機関との連絡会のこと。	106, 108, 109
吹田市合理的配慮庁内推進会議	合理的配慮の推進のため庁内ネットワークを構築し、関係部局間が連携し効率的かつ円滑に取組を行うための会議	94
吹田市障がい者福祉事業推進本部	障がい福祉事業の庁内での連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するために設置するもの。本部長が市長、副本部長が副市長及び教育長、構成員は関係所管の部長級職員。	7, 123, 129
スーパーバイズ	障がい者施設等において取り組む支援について、発達支援の専門家などから助言、指導をしてもらうこと。	100, 101, 102, 104, 116

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

用語	解説	該当ページ
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいう。	38, 39, 48, 49, 55, 56, 91,
ソーシャルスキルトレーニング	対人関係における状況に応じた適切なふるまいなど、社会で他者と関わりながら生きていくうえで欠かせないスキルを身に着ける訓練のこと。	104
た行		
地域自立支援協議会	障害者総合支援法の規定により、地域における障がい者等への支援体制について、情報共有し地域の実情に応じた体制の整備について協議する場として設置するもの。障がい者等や福祉、医療、教育又は雇用等関係機関が協議し相互連携を図る。	39, 40, 41, 50, 52, 63, 64, 94, 101, 103, 106, 120
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、居住支援のための機能（相談、一人暮らし等の体験の機会、緊急時の受入れや対応、専門的人材の確保等、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいう。 吹田市では、多機能型の拠点施設「くらしの支援センターみんなのき」、市内の各サービス事業所と連携した支援体制（面的整備）を構築する。	38, 39, 40, 58, 59
な行		
日中サービス支援型グループホーム	重症化・高齢のため日中活動系サービス等を利用できない障がい者を対象とするグループホームをいう。	39, 50, 59
は行		
発達障がい	脳の一部に障がいがあり、理解や行動、対人関係やコミュニケーションの難しさ等の特徴を持つ場合をいう。	17, 19, 20, 22, 31, 50, 64, 69, 110,
パブリックコメント	市の行政機関が、重要な政策等を定めようとする場合に、あらかじめ政策等の案を公表して、その案について広く市民から意見等を求める手続。	7, 123
バリアフリー	もとは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味の住宅建築用語。段差等の物理的障壁の除去のほか、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。	35, 52, 94

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

資 料

用 語	解 説	該当ページ
第1章 吹田市障がい者支援プランの概要 バリアフリー吹田市民会議	障がい者や高齢者を含むすべての市民が安全かつ円滑に移動及び施設の利用が行えるよう、吹田市が行う公共施設の整備に際し意見聴取する場。	94
ピアサポート	同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復をめざす取組。	22, 50, 64, 65
第2章 障がい者を 取り巻く状況 ペアレントトレーニング、 ペアレントプログラム	発達障がいのある児童の家族への支援として、保護者が子供の発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることができるよう実施する支援プログラム。	37, 104, 110
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。	31, 110
や行		
第3章 第7期吹田市 障がい福祉計画 ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。	35, 52, 94, 100
ら行		
第4章 第3期吹田市 障がい児福祉計画 療育	障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにすることを目的に行う、日常生活における基本的動作や集団生活に適應するための指導及び訓練や、自立生活に必要な知識技能の付与または治療を指す。	2, 4, 11, 13, 14, 17, 27, 28, 29, 33, 35, 37, 81, 101, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 115, 116, 122

吹田市障がい者支援プラン

(第7期吹田市障がい福祉計画及び第3期吹田市障がい児福祉計画)

令和6年(2024年)3月

発行 吹田市福祉部障がい福祉室

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話 06-6384-1349

FAX 06-6385-1031

吹田市児童部子育て政策室

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話 06-6170-7224

FAX 06-6368-7349

この冊子は450部作成し、1部あたりの単価は600円です。

